

Sapporo Engineer Base 運營業務 仕様書

1 業務名

Sapporo Engineer Base 運營業務

2 事業の目的

札幌市では、本市 IT 産業の更なる振興やスマートシティの実現、地域産業のデジタル化・DX の推進に向け、今後発展が期待される AI や IoT、XR など先端技術の活用を促進するとともに、デジタル技術で産業の高度化を牽引できる IT 人材の育成や確保に取り組んでいる。

本業務では、エンジニア※₁が成長し、活躍しやすい環境づくりを進めるとともに、そうした環境などについて市内外に情報発信をすることで、若年層の市内定着や国内外からの人材の呼び込み、エンジニアの裾野拡大を促進し、「Sapporo Engineer Base※₂～エンジニアが集まり、成長する拠点・さっぽろ」を実現することを目指す。

※1 本業務で記載しているエンジニアとは IT エンジニアを指す。

※2 「Sapporo Engineer Base」という名称は、札幌をエンジニアの集まる基地・拠点、エンジニアが成長し活躍していくための出発地点にしたい、という意図を表している。(Base：基地や拠点等の意)

3 業務内容

(1) エンジニアコミュニティやイベント情報、市内企業について発信するウェブサイトの構築、運営

ア 実施内容

札幌又は近郊で活躍するエンジニアのコミュニティやその活動もしくは実施イベント、及び本事業に賛同する市内企業の情報を集約し、市内外に向けて発信・周知するウェブサイトの構築及び運営を行う。

イ 要件

- ・市内で活動するエンジニアコミュニティの情報を掲載すること。コミュニティの趣旨や目的、活動内容等を可視化し、各コミュニティの Web サイトに移動できるようにすること。
- ・各コミュニティの活動や、本業務で実施する各イベント、その他委託者から指示があったイベントなどの情報を掲載すること。
- ・イベント情報をまとめたカレンダーを作成し、各イベントの詳細情報を記載したページに移動できるようにすること。
- ・賛同企業を公募し、本ウェブサイト企業情報を掲載すること。
- ・構築するサーバなどの環境は、委託者と相談のうえ、受託者にて用意する

こと。

(2) エンジニアコミュニティ主催イベントの開催支援

ア 実施内容

エンジニアのスキルアップやコミュニティ活動の活性化を目指して、エンジニアコミュニティがスキルアップを目的として主催する勉強会及びセミナー、ハッカソン等のイベントについて、開催支援を行う。

企画や広報に関するアドバイスや、会場手配の協力、開催当日の運営補助などイベント開催に必要な一連の作業について支援するとともに、コミュニティ単独でイベント開催が行えるよう、支援を行うこと。

イ 支援対象

札幌市内で活動するエンジニアコミュニティが主催するイベントの内、エンジニアのスキルアップを目的として開催されるもの

ウ 支援体制

受託者は月2回程度の開催支援を行えるような体制を整えること。なお、支援について無償とすること

(3) エンジニアネットワーク構築イベントの企画・開催

ア 実施内容

複数のエンジニアコミュニティやコミュニティ未所属のエンジニア、学生などを集め、エンジニアコミュニティの垣根を越えたイベントを開催し、市内におけるエンジニアネットワークの構築を促進すること。

開催するイベントは、各コミュニティによるショートプレゼンやハッカソン、ミートアップ、セミナー等とし、受託者からの提案を基に委託者との協議の上、決定すること。

イ 実施回数

2ヶ月に1回程度

ウ 参加費

イベントの参加費は徴収しないこと

(4) エンジニア普及促進・就職支援

ア 実施内容

IT系の職種以外の者等を対象に、エンジニアの裾野拡大を目的としたイベントを開催すること。また、市内企業への就職促進を目的として、エンジニアの仕事やIT業界への就職に関心のある者と市内IT企業のマッチング機会を創出すること。

イベント内容は、エンジニアの仕事の魅力の紹介、IT業界で活躍するロールモデル及び先進的な働き方を実現出来る企業の紹介、現役エンジニアと学

生の対話機会の創出、女性エンジニアの増加に向けた企画等とし、受託者からの提案を基に委託者との協議の上、決定すること。

また、エンジニア就職を希望する者と市内企業のマッチングを行い、インターンシップの採択実績をつくること。

イ イベントの実施回数

月1回程度

ウ 参加費

イベントの参加費は徴収しないこと

(5) 各企画の広報活動

本事業で実施する企画を周知するため、教育機関、IT関連コミュニティ、業界団体等と連携し、メルマガやSNS等を活用して広報活動を実施すること。

(6) アンケート実施、集計

各イベントの参加者や業務(2)における勉強会主催者を対象として、アンケートを集計して報告すること。

質問項目、アンケート手法等については、受託者からの提案を基に委託者との協議の上、決定する。

(7) 追加業務

当該業務の実施に当たり、受託者が上記(1)～(6)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

4 KPI

(1) イベントの延べ参加人数

1,000人

(2) 事業を通じた市内企業へのインターンシップ採択数

20人

(3) 共通

アンケートの集計において、企画全体における評価の項目において「大変良い」「良い」といった割合について8割以上を目標とすること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和6年3月29日（金）

6 秘密保持

- (1) 本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報取扱注意事項を守ることとする。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月20日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

8 履行期間

契約締結の日から令和6年3月末まで

9 事業規模（契約限度額）

6,000,000円（消費税相当額を含む）

10 その他

- (1) 企業募集や開催イベント等において人が集まる際には、厚生労働省や札幌市保健福祉局等による方針を踏まえ、感染症予防に向けて適切な対応を行うこと。
- (2) 本事業において情報発信するコミュニティ、市内企業等は、札幌市内を含むエリアにおいて、エンジニアにとって働きやすい環境の構築や、エンジニア及びエンジニアを目指す方の成長または活躍等に資する事業・活動を行う団体、企業等

を取り上げることとし、以下に該当する事業、活動等を行う団体、企業等については対象としないこと。なお、受託者において判断できない場合は、札幌市に確認すること。

- ・専ら営利を目的とする事業、活動
- ・特定の思想や政治的な主義・主張に関わる事業、活動で、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるもの
- ・宗教の普及を主たる目的とする事業、活動
- ・対象が特定の者に限定される事業、活動
- ・法令又は公序良俗に反している事業、活動

- (3) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (4) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。
- (5) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (6) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に札幌市との協議のうえ、決定すること。
- (7) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (10) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、本市の事前校正を受けることとし、必要に応じてライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載すること。
- (11) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (12) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する

こと。

- (13) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (14) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。